

業務シナリオ (SI情報登録)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-01 | 通関業 | 1 / 1 |

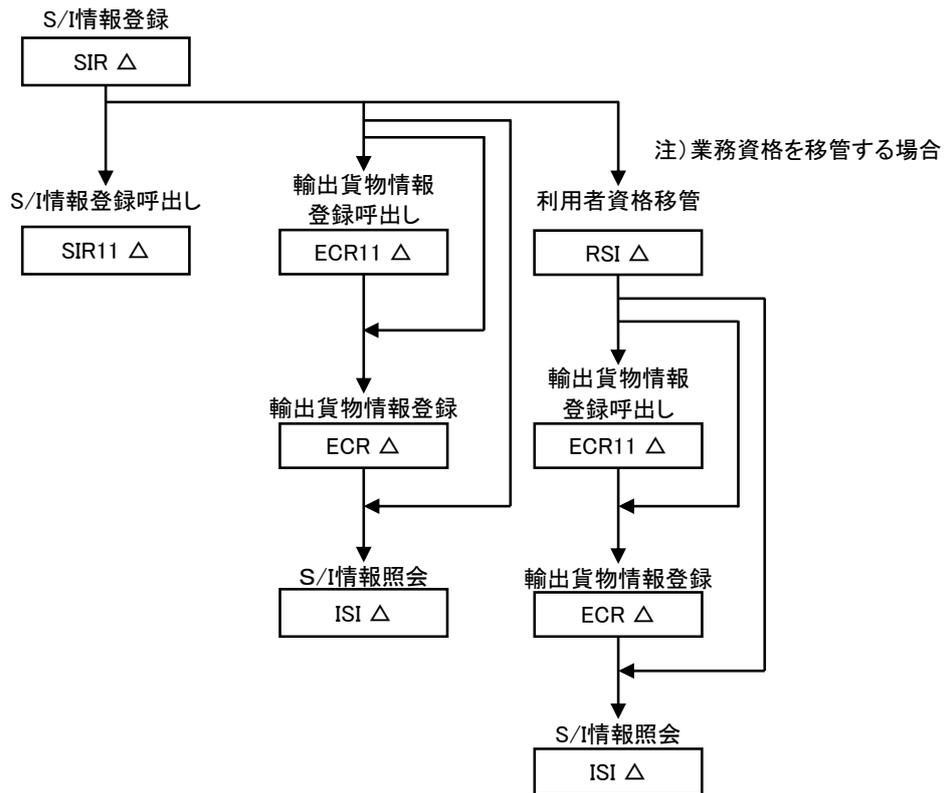
自社データ利用

S/I情報の登録に係る確認を行う。

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
輸出貨物用の自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

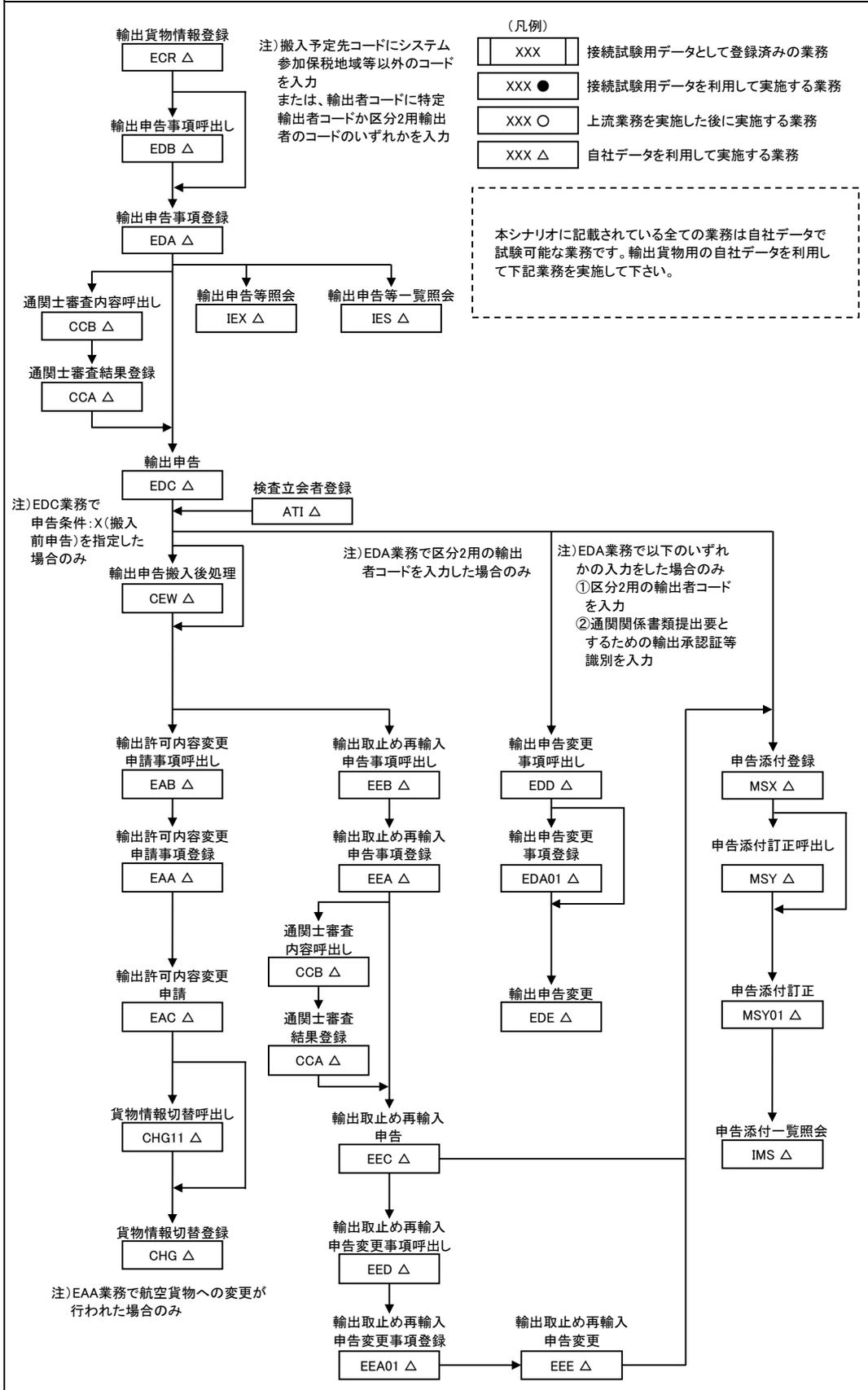


業務シナリオ(輸出通関、輸出許可内容変更、輸出取止め再輸入)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-02 | 通関業 | 1 / 1 |

自社データ利用

輸出通関に係る確認と輸出許可後の輸出許可内容変更または輸出取止め再輸入の確認を行う。



業務シナリオ(別送品輸出申告)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-03 | 通関業 | 1 / 1 |

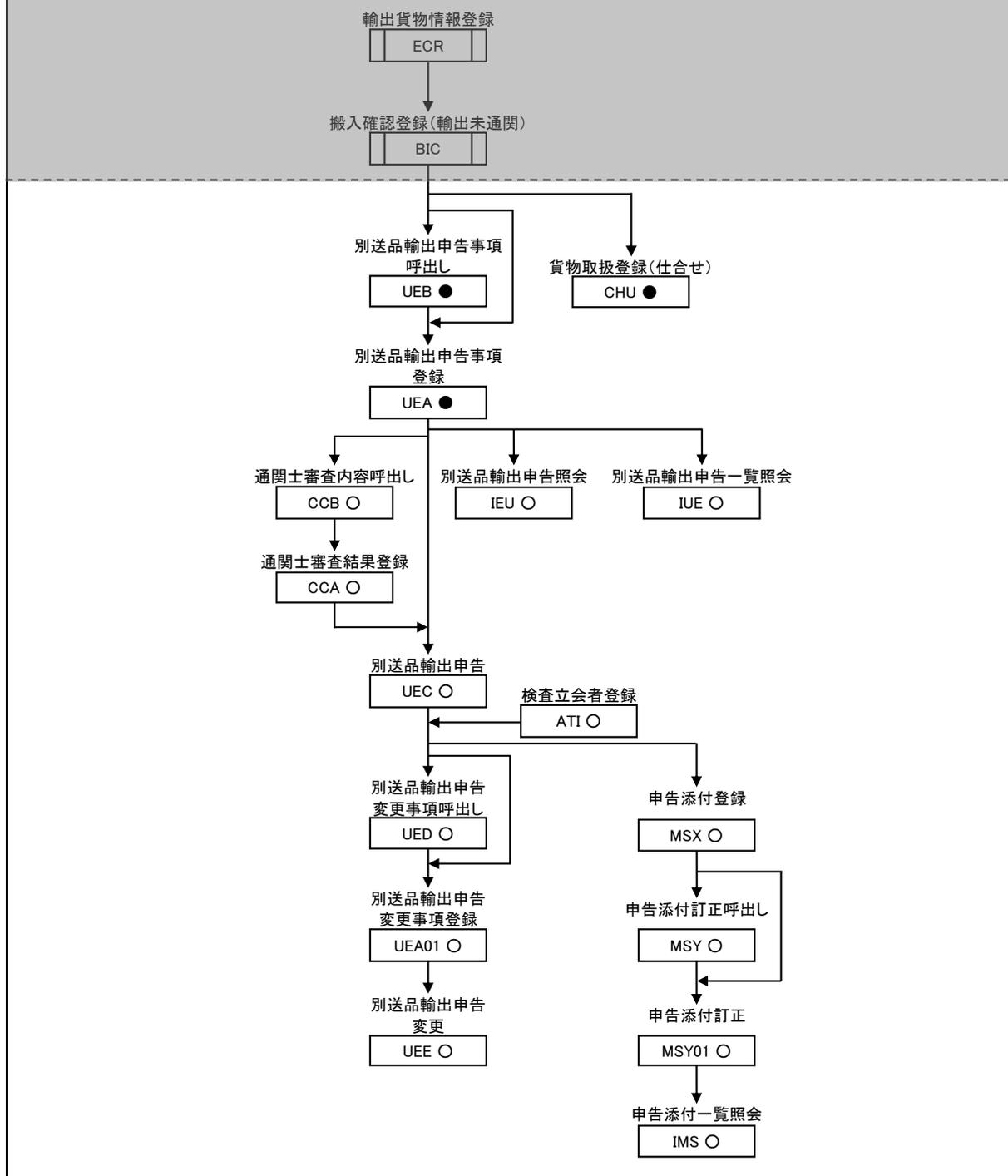
接続試験用データ利用

別送品輸出申告に係る確認を行う。

接続試験用データは、輸出貨物として破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |



業務シナリオ(本船ふ中扱い承認申請)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-04 | 通関業 | 1 / 1 |

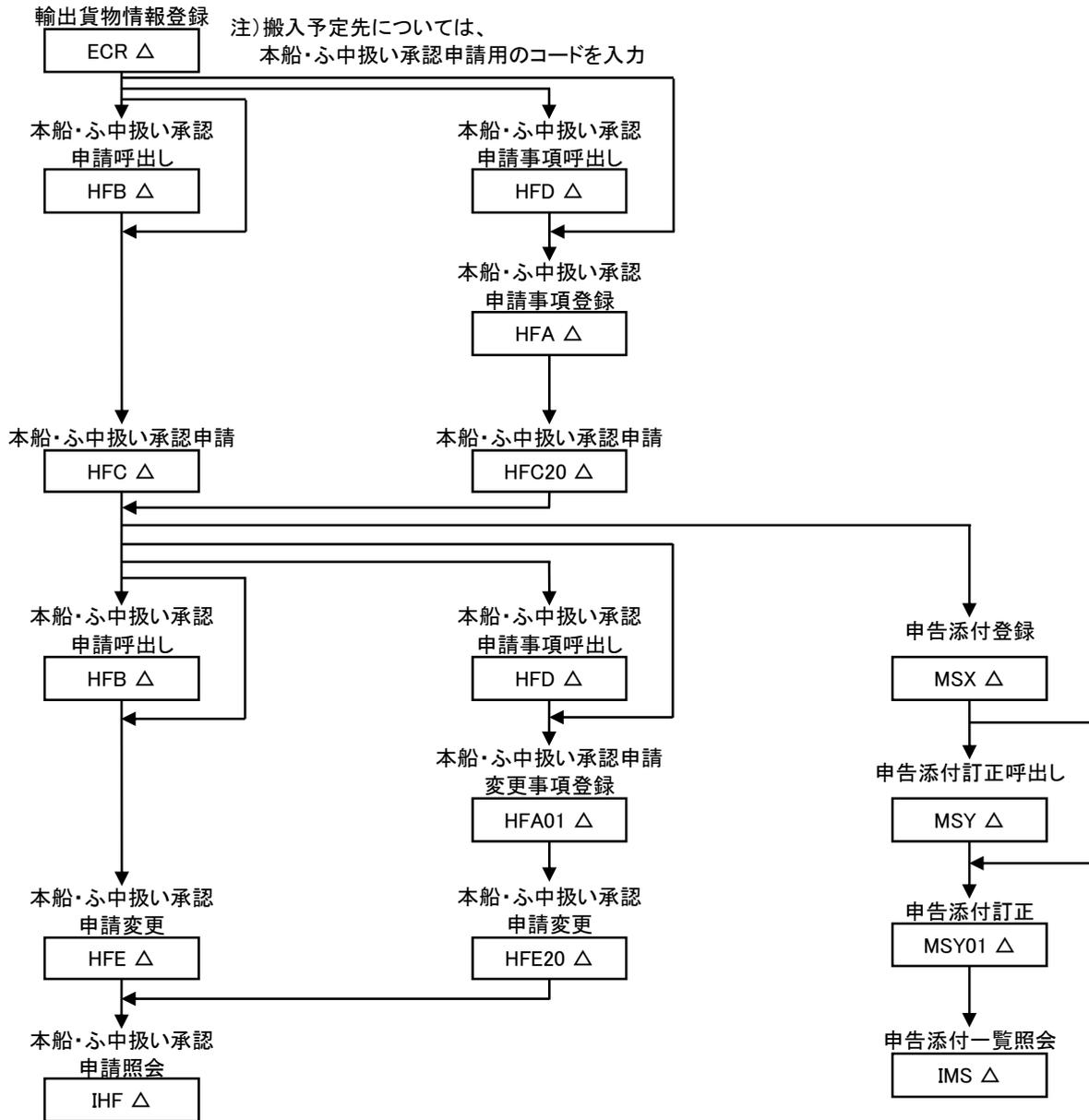
自社データ利用

本船ふ中扱い承認申請に係る確認を行う。

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
本船ふ中扱いの輸出貨物用の自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |



業務シナリオ(搬入確認)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-05 | 保税蔵置場 | 1 / 1 |

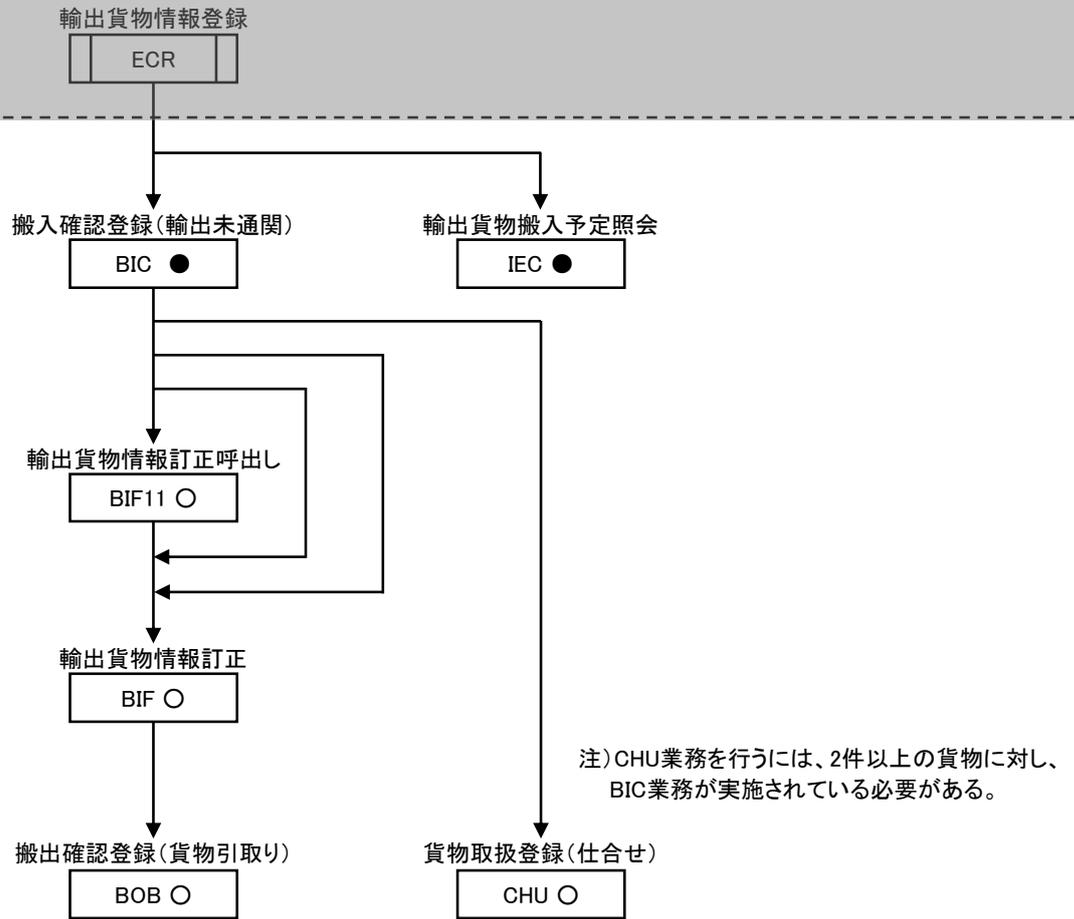
接続試験用データ利用

保税蔵置場による搬入確認を行う。

接続試験用データは、輸出貨物として破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

- XXX 接続試験用データとして登録済みの業務
- XXX ● 接続試験用データを利用して実施する業務
- XXX ○ 上流業務を実施した後に実施する業務
- XXX △ 自社データを利用して実施する業務



業務シナリオ(ACL)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-06 | NVOCC | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

ACL関連業務の確認を行う。

接続試験用データは、輸出貨物として破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

輸出貨物情報登録

ECR

バンニング情報予定登録
(コンテナ単位)呼出し

VAP11 ●

バンニング情報予定登録
(コンテナ単位)

VAP ●

バンニング情報予定登録
(輸出管理番号単位)呼出し

VPE11 ●

バンニング情報予定登録
(輸出管理番号単位)

VPE ●

ACL情報呼出し

ACL11 ●

ACL情報登録
(コンテナ船用)

ACL01 ●

ACL情報登録
(在来船・自動車船用)

ACL02 ●

ACL情報照会

IAL ○

ACL情報登録状況照会

IAC ○

ACL情報(ハウス単位)
呼出し

ACL12 ○

注)ACL01後のみ可能な業務

業務シナリオ(ACL)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|---------|-------|
| 海上 | 海上輸出-07 | 海貨業、通関業 | 1 / 1 |

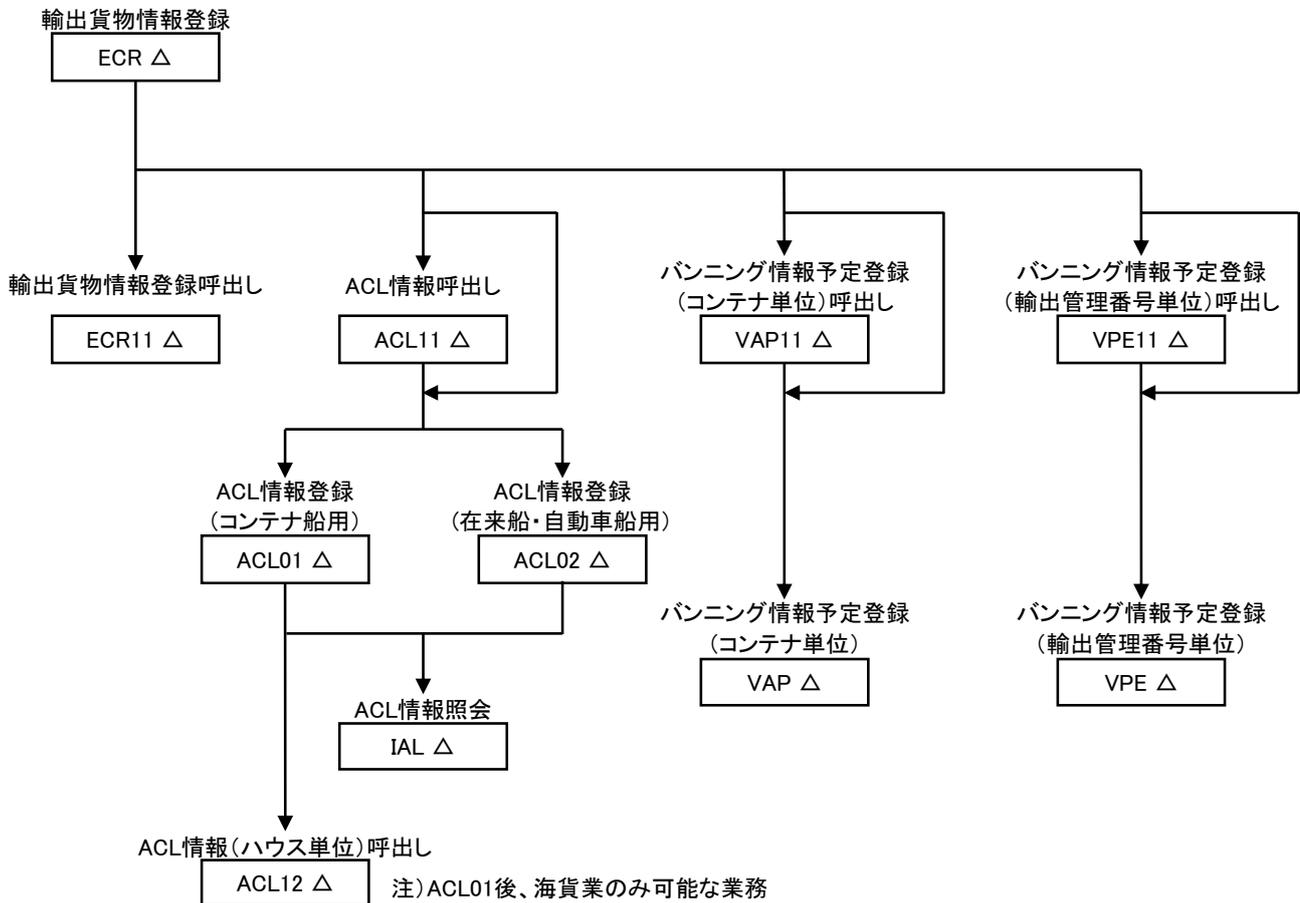
自社データ利用

ACL関連業務の確認を行う。

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
輸出貨物用の自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |



業務シナリオ(バンニング、輸出申告)

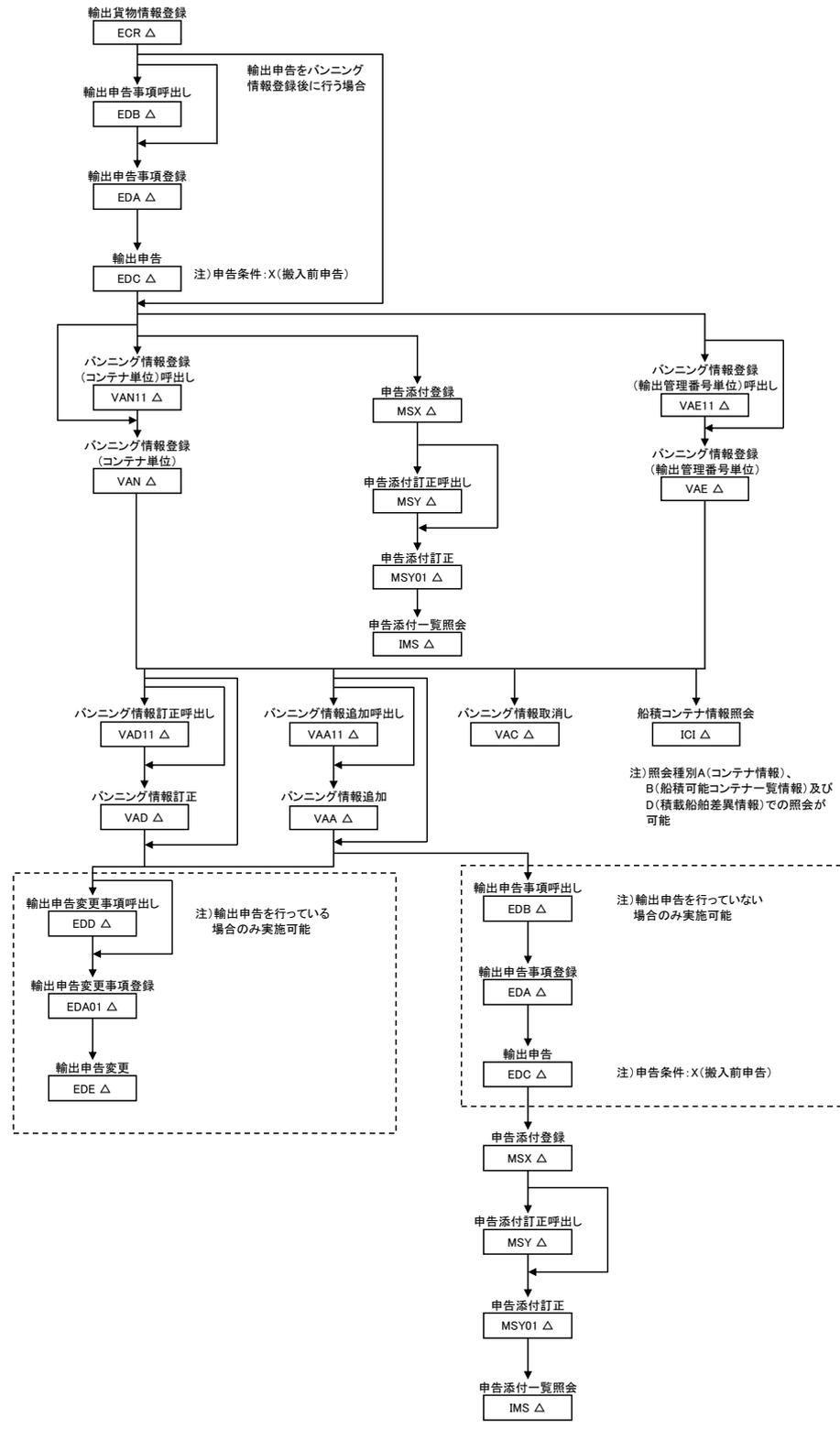
| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-08 | 通関業 | 1 / 1 |

自社データ利用

輸出貨物情報の登録からバンニング情報登録及び輸出申告の確認を行う。

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
輸出貨物用の自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

- (凡例)
- XXX □ 接続試験用データとして登録済みの業務
 - XXX ● 接続試験用データを利用して実施する業務
 - XXX ○ 上流業務を実施した後に実施する業務
 - XXX △ 自社データを利用して実施する業務



業務シナリオ(バンニング、ACL)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-09 | 保税蔵置場 | 1 / 1 |

自社データ利用

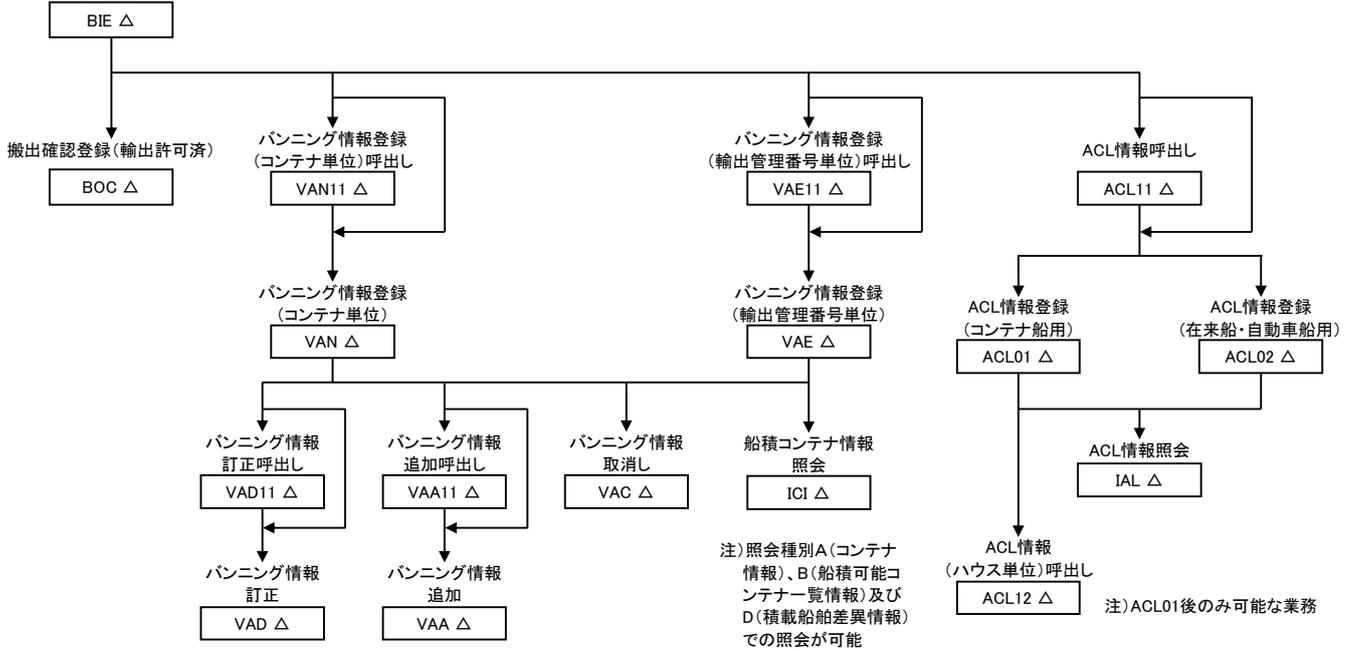
システム外搬入(輸出許可済)からバンニング情報登録及びACL情報登録の確認を行う。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
輸出貨物用の自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

システム外搬入確認(輸出許可済)



注) ICI業務で照会するためには、VAN業務、VAE業務で船舶コードを入力する必要があり、そのためのコードを周知する必要あり

注) ACL01後のみ可能な業務

業務シナリオ(船積)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-10 | CY | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

船積情報登録に係る確認を行う。

接続試験用データは、輸出コンテナ貨物として破線より上の業務が事前に実施されています。破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

システム外搬入確認
(輸出許可済)

BIE

バンニング情報登録
(コンテナ単位)

VAN

CY搬入確認登録

CYA

船積情報登録

CLR ●

注)「積コンテナ情報登録」
積コンテナ・船積区分:B
処理区分:E

船積情報登録呼出し

CLR11 ○

船積情報登録

CLR ○

注)「船積登録・終了」
積コンテナ・船積区分:C
処理区分:E

船積情報変更

CLD ○

船積確認登録

GCL ○

船積コンテナ情報照会

ICI ●

注)照会種別A(コンテナ情報)、
B(船積可能コンテナ一覧情報)
及びD(積載船舶差異情報)での
照会が可能

業務シナリオ(船積確認)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|-----------|-------|
| 海上 | 海上輸出-11 | 船会社、船舶代理店 | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

船積情報登録に係る確認を行う。

接続試験用データは、輸出在来貨物として破線より上の業務が事前実施されています。破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

システム外搬入確認
(輸出許可済)

BIE

搬出確認登録
(輸出許可済)

BOC

船積情報登録
CLR ●

注)「積コンテナ情報登録」
積コンテナ船積区分:C
処理区分:E

船積確認登録
CCL ○

船積情報変更
CLD ○

業務シナリオ(ブッキングCY搬出入)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-12 | CY | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

空コンテナピックアップの登録にかかる確認を行う。

接続試験用データは、破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

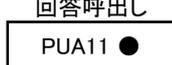
ブッキング情報登録



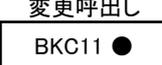
空コンテナピックアップ登録



空コンテナピックアップ
回答呼出し



ブッキング情報
変更呼出し



ピックアップオーダー
照会



ブッキング情報
照会

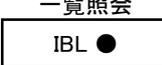


注)照会種別「A」、「B」、「D」で
実施可能

回答前ピックアップオーダー
一覧照会



ブッキング
一覧照会

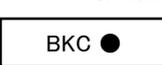


注)照会種別「A」、「B」、「G」、
「H」で実施可能

空コンテナピックアップ
回答



ブッキング情報変更



ピックアップ本数差異
一覧照会



注)ピックアップ先に入力者の
利用者コードを入力

空コンテナピックアップ
一覧作成



空コンテナ引渡情報
登録



業務シナリオ(輸出申告変更(官署変更)、輸出別送品申告変更(官署変更))

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------|-------|
| 海上 | 海上輸出-13 | 通関業 | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

輸出申告変更(官署変更)または輸出別送品申告変更(官署変更)に係る確認を行う。

接続試験用データは、破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

- XXX 接続試験用データとして登録済みの業務
- XXX ● 接続試験用データを利用して実施する業務
- XXX ○ 上流業務を実施した後に実施する業務
- XXX △ 自社データを利用して実施する業務

輸出貨物情報登録

ECR

輸出申告事項登録

EDA △

注) 区分2用の輸出者コードを登録

輸出申告

EDC △

注) 申告条件: X(搬入前申告)

許可・承認等情報登録
(輸出通関)

PAE △

注) 種別コード「CHG」(あて先官署変更受理)を登録

別送品輸出申告事項登録

UEA △

別送品輸出申告

UEC △

注) 申告条件: X(搬入前申告)

許可・承認等情報登録
(輸出通関)

PAE △

注) 種別コード「CHG」(あて先官署変更受理)を登録

輸出申告変更(官署変更)

EDY ●

輸出申告事項登録

EDA ○

注) 出港予定年月日にシステム年月日を登録

輸出申告

EDC ○

注) 申告条件: X(搬入前申告)

別送品輸出申告変更(官署変更)

UEY ●

別送品輸出申告事項登録

UEA ○

注) 出港予定年月日にシステム年月日を登録

別送品輸出申告

UEC ○

注) 申告条件: X(搬入前申告)

申告添付登録

MSX ○

申告添付訂正呼出し

MSY ○

申告添付訂正

MSY01 ○

申告添付一覧照会

IMS ○

業務シナリオ(危険物明細情報登録)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|----------------------|-------|
| 海上 | 海上輸出-14 | 保税蔵置場、輸出入者、NVOCC、海貨業 | 1 / 1 |

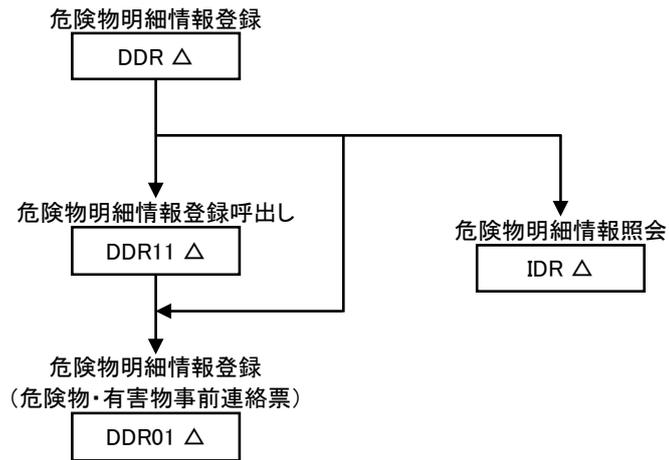
自社データ利用

危険物情報の登録に係る確認を行う。

本シナリオに記載されている全ての業務は自社データで試験可能な業務です。
自社データを利用して下記業務を実施して下さい。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |



業務シナリオ(危険物明細呼出し、一覧作成)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------------|-------|
| 海上 | 海上輸出-15 | CY、船会社、船舶代理店 | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

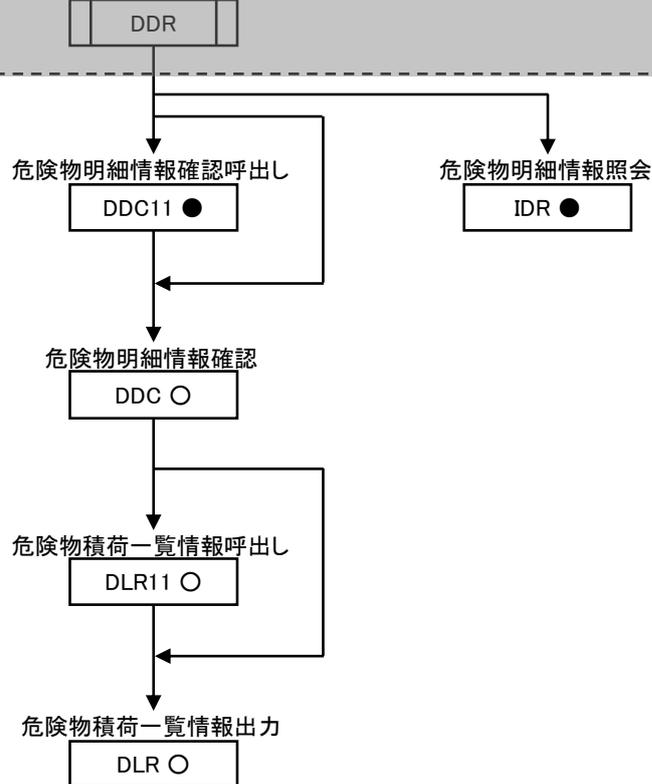
危険物積荷一覧情報の登録に係る確認を行う。

接続試験用データは、破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

危険物明細情報登録



業務シナリオ(バンニング情報における輸出管理番号登録可能件数の拡大)

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|--------------------------|-------|
| 海上 | 海上輸出-16 | 保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC、輸出入者 | 1 / 1 |

接続試験用データ利用

1コンテナに対して100件以上の輸出管理番号の登録に係る確認を行う。

接続試験用データは、輸出許可済貨物として破線より上の業務が事前に実施されています。
破線より上に記載されている全ての業務に関しては、実施する必要がありません。

(凡例)

| | |
|-------|---------------------|
| XXX | 接続試験用データとして登録済みの業務 |
| XXX ● | 接続試験用データを利用して実施する業務 |
| XXX ○ | 上流業務を実施した後に実施する業務 |
| XXX △ | 自社データを利用して実施する業務 |

システム外搬入確認
(輸出許可済)

BIE

バンニング情報登録
(コンテナ単位)呼出し

VAN11 △

バンニング情報登録
(コンテナ単位)

VAN △

バンニング情報
追加呼出し

VAA11 △

バンニング情報
追加

VAA △

注) 101件以上の貨物情報を登録する場合

バンニング情報
訂正呼出し

VAD11 △

バンニング情報
訂正

VAD △

注) 全件登録完了表示「E」が入力された場合

バンニング情報
追加呼出し

VAA11 △

バンニング情報
追加

VAA △

バンニング情報
取消し

VAC △

業務シナリオ(ACL情報受信(全情報、本情報))

| 区分 | ルート番号 | 実施可能業種 | ページ |
|----|---------|-------------------------------|-------|
| 海上 | 海上輸出-17 | 保税蔵置場、通関業、海貨業、NVOCC、指定先利用者コード | 1 / 1 |

自社データ利用

ACL関連業務に係る確認を行う。

通関業者用ダミー利用者IDを使用して破線より上に記載されている業務を実施して下さい。
※各業務の入力内容は、別紙「EXC電文受信入力項目サンプル」を参照。

(凡例)

- XXX □ 接続試験用データとして登録済みの業務
- XXX ● 接続試験用データを利用して実施する業務
- XXX ○ 上流業務を実施した後に実施する業務
- XXX △ 自社データを利用して実施する業務

ACL情報登録(コンテナ船用)

ACL01 △

ACL情報登録(在来船・自動車船用)

ACL02 △

ACL情報(コンテナ船全情報)、ACL情報(在来船・自動車船全情報)を受信するNACCSセンターから配布された接続試験用ダミー利用者IDを「通知先コード」欄に入力して下さい。

ACL情報(コンテナ船全情報)
ACL情報(在来船 自動車船全情報)

NACCSセンターから配布された接続試験用ダミー利用者IDを使用して、電文を受信して下さい。